

令和4年8月23日
四国電力株式会社

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

1. 原子力災害医療体制の充実に係る反映
 - (1) 原子力災害医療に関する関係機関との連携等を反映する。
2. 組織名称変更に伴う修正（令和4年5月27日読み替え表提出済）
 - (1) 国土交通省の組織改正に伴う組織の名称変更に係る修正（令和4年4月1日）
変更前；国土交通省 自動車局 安全・環境基準課
変更後；国土交通省 自動車局 車両基準・国際課
 - (2) 伊方町の組織改正に伴う組織の名称変更に係る修正（令和4年4月1日）
変更前；伊方町 総合政策課 原子力政策室
変更後；伊方町 総務課 原子力政策係
3. その他修正箇所
 - (1) 「伊方発電所原子炉施設保安規定附則（令和3年5月4日）の適用開始に伴う記載の適正化。
 - (2) その他、記載の適正化

以 上